

令和5年(2023年)11月22日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会
第2回宿泊衛生専門委員会(再審議) 決定

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市弁当調製施設選考基準

1 目的

この基準は、彦根市で開催する「わた SHIGA 輝く国スポ」(以下「国スポ」という。)に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者に斡旋、または支給する弁当の調製施設の選考基準について、必要な事項を定める。

2 国スポに対する理解と協力

国スポに理解があり、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会(以下「市実行委員会」という。)が行う弁当調達業務に対して協力的であること。

3 弁当調達体制

弁当調達業務の運営に万全を期するため、市実行委員会が指定する弁当業務代行事業者と指定弁当調製施設間相互において円滑な業務の連携が可能であること。

4 立地条件

彦根市に本社または製造所を有し、その製造所において食品衛生法の規定により、次の各号に定める業種の営業許可を受けている業者であること。ただし、本社または製造所の所在地は、市実行委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。

(1) 令和3年6月1日以降に許可を受けた場合…「※そうざい製造業」のうち「弁当製造業」

(2) 令和3年5月31日以前に許可を受けた場合…「飲食店営業」のうち「弁当屋」

5 施設の衛生管理

(1) 選考時点において過去3年間に食中毒発生等の事故歴がないこと。

(2) HACCPに沿った衛生管理に取り組む等、施設の管理運営および整備が食品衛生法に基づき適正に実施されていること。

(3) 検査食として、原材料および調理済み食品ごとに50g程度をビニール袋等清潔な容器に密封し、マイナス20℃以下で2週間以上保存できること。

(4) 検便は食品に直接接触する作業に従事する者(容器包装に入れられた食品を取り扱う作業のみ従事する者を除く)に対し、国スポ開催前の1ヶ月以内に以下の項目について実施すること(赤痢菌・サルモネラ属菌・腸管出血性大腸菌およびノロウイルス(勸奨))。

(5) 食品賠償保険等に加入していること、もしくは国スポ開催期間中参加できること。

(6) 市実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

6 施設の調製能力

- (1) 国スポ時提供可能数が、平日、土曜日、日曜日、祝日とも1回200食以上であること。
- (2) 前日午後8時までの受注(あらかじめ発注した数量に対する変更等)に対し、当日午前11時の納入が可能であること。
- (3) 単価に応じた調製が可能であること。
- (4) 郷土の特色を活かした弁当の調製が可能であること。
- (5) 栄養面や食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供が可能であること。ただし、栄養士等の配置は必須でない。
- (6) 市実行委員会が指定する容器・包装紙等での提供が可能であること。
- (7) メニューの日替わりが5日以上可能であること。
- (8) 市実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

7 施設の対応能力

- (1) 冷蔵車など適切な温度管理(10℃以下)のできる車両等による衛生的な配達ができること。ただし、弁当調製施設の指定にかかる必須項目ではないが、本事項が対応可能な施設を優先して発注することとする。
- (2) 弁当付属品として、お茶・割り箸・爪楊枝・お手拭きおよび持ち運び用ビニール袋等の納入ができること。
- (3) 実行委員会が指定する日時および場所に搬入できること。また、同日の指定された時刻に容器等を回収できること。
- (4) 弁当の名称、消費期限(時刻まで)、原材料名(食品添加物、アレルギー(特定原材料)、遺伝子組み換え等の表示を含む)、保存方法、栄養成分、製造所所在地・製造者名、早期の喫食の喚起、持ち帰りを禁止する旨等の実行委員会が指示する項目をラベルシール等で表示が可能であること。
- (5) 市実行委員会が指定する日時に弁当献立および写真の提供が可能であること。
- (6) 荒天等により大会が変更または中止になった場合、実行委員会の指示に対応できること。
- (7) 市実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。
- (8) 通気性が良く、かつ搬送が容易で清潔な段ボール箱等に梱包し弁当を納入できること。

8 要件

- (1) 国税および市区町村税の滞納がないこと。
- (2) 彦根市暴力団排除条例(平成23年彦根市条例第17号)第2条第1号に規定する暴力団、同条例第2条第2号に規定する暴力団員および同条例第6条に規定する暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

9 その他

- (1) 競技別リハーサル大会における弁当についても、必要に応じてこの基準を準用する。
- (2) わた SHIGA 輝く障スポにおける弁当調製施設の選考については、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会が主体となって実施する。